

議案第28号

みやき町長、副町長の給料の特例に関する条例の制定について

みやき町長、副町長の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 6月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町長及び副町長の給料の月額を減額するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

みやき町長、副町長の給料の特例に関する条例

(給料の特例)

第1条 町長の令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間における給料の月額は、みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年みやき町条例第32号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条 副町長の令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間における給料の月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 みやき町長等の給与の特例に関する条例（平成25年条例第23号）は、廃止する。